伊野税務署からのお知らせ

消費税軽減税率制度説明会について

- 〇本年10月に消費税軽減税率制度が導入されます。
- 〇同制度では、軽減税率対象品目の売上がなくても、会議費や交際費等として飲食料品を購入する場合には、区分経理(記帳)を行い、これに基づき、消費税申告書を作成することが必要となります。
- 〇説明会では、日々の記帳から、決算処理、申告書作成まで一連の流れを、具体的に、分かり 易く解説いたします。
- ◎全ての事業者の皆様の参加をお待ちしています。

説明会の開催日程

開 催 日	開催時間	開 催 場 所
令和元年 10月10日(木)	16:00~17:00 (60分)	仁淀川町中央公民館 2 階実習室 (仁淀川町大崎 460-1)
令和元年 10月29日(火)	16:00~17:00(60分)	伊野税務署 2 階大会議室 (いの町幸町 5 番地)
令和元年 11月13日(水)	10:00~11:00 (60分)	同上
令和元年 11月27日(水)	13:00~14:00 (60分)	同上
令和元年 12月12日(木)	10:00~11:00 (60分)	同上
令和元年 12月23日(月)	13:00~14:00 (60分)	同上

主催 伊野税務署

共催 伊野税務署管内青色申告会 • 伊野法人会 • 伊野間税会 • 税理士会高知支部伊野部会

- 伊野税務署管内商工会
- 事前予約制ではありません。
 - 当日、定員(各20名)になり次第、受付を終了いたしますので、予めご了承ください。
- ・説明会に関する最新の情報は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の軽減税率制度に関する特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。



QRコード

説明会の日程等の詳細は、 ■ こちらからもご確認いただ けます!! お問い合わせ先

〒781-2103 吾川郡いの町幸町5番地 伊野税務署

電話 088-893-1121